

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.111

No.111 2018.3.2

■ 3.5 厚労省前緊急行動実施！！

国会の情勢が、日々目まぐるしく変化しています。本ニュース 110 号で、「働き方改革一括法案」の一法案である「裁量労働制拡大」に関する審議の問題点について指摘をしましたが、あれから約一週間、事態は大きく変わってきました。

安倍首相は、2月28日に行われた衆議院予算委員会において、裁量労働制拡大法案について「実態把握のための調査を行う」と表明し、さらに3月1日に行われた参議院予算委員会において、同法案を今国会に提出することを見送る旨表明しました。

裁量労働制拡大法案を一括法案から分離し、削除することに追い込めたことは、一歩前進ですが、この法案の立法化断念までには至っておりませんので、引き続き、法案の必要性がないことを訴えていかなければなりません。

また、最近あまり報道されていませんが、高度プロフェッショナル制度（高プロ）導入も、裁量労働制と同様、長時間労働を誘発する制度であることに変わりはありません。この法案も、「一括法案」から分離すべきことはもとより、分離した上で撤回に追い込むべき法案です。

そこで、労働弁護団では、3月5日、厚生労働省前において、「裁量労働制拡大と高プロ制導入反対 3.5 緊急集会」を行うことにしました。野党議員にも発言していただきながら、労働弁護団として、裁量労働制拡大に対して再度反対を訴え、加えて

高プロ制導入法案に反対する意見表明をします。

いまこそ労働時間法制を破壊しかねない法案を撤回に追い込む絶好のチャンスです。直前の決定で、しかもお昼休みの時間帯ですが、法案のとりまとめを行っている加藤厚労大臣や厚生労働省に対して、裁量労働制拡大反対と高プロ制導入法案の撤回を強く求めるため、「#厚労前緊急行動 0305」を使って呼びかけ、ともに声をあげましょう！

■ 3.16 「働き方改革」院内集会

また、3月16日、「働き方改革」一括法案の問題点を考える院内集会を行います。今後どのように情勢が動いているかわかりませんが、裁量労働制拡大、高プロ制導入を含めた法案の問題点を、当事者の方にもご発言をいただきながら考える集会としていきますので、「#0316 働き方」を使って呼びかけ、お集まりください！



[発信元] 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790